

検査依頼時の内容確認のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、検査依頼時に、以下に示す【不備パターン】について、検体確認の為再訪問や依頼書の書き起こしを行っておりましたが、コンプライアンス遵守の観点、および、働き方改革による業務改善の一環で当日の検査は保留扱いとし、翌日朝にご施設様に確認させていただく運用に変更させていただきます。

また、再集荷ご依頼ですが、トラブル防止のため、集荷員への口頭伝達ではなく、代表電話に架電いただきご依頼ください。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

謹白

記

■ 開始日：2024年8月1日（木）ご依頼分より

■ 不備パターン

① 検体・検査指示箋はあるが、検査依頼情報（伝送）が届いていない場合

⇒ 翌日、依頼伝送をいただいてから、検査を実施させていただきます。

（指示箋をもとにした検査は行いません）

② 依頼伝送・検査指示箋はあるが、検体がない場合

⇒ 当日午前分の検体と合わせてご依頼ください。検体が到着次第、検査を実施させていただきます。

以上